

地方厚生（支）局及びその分室でのマイナンバーの利用目的は、
以下のとおりです。

※下記以外の届出等においてマイナンバーが記載された添付書類の提出を受けた場合や、不要であるにもかかわらず下記に掲げる届出書等を添付書類として提出を受けた場合は、個人情報保護の観点から、当該添付書類を不受理のうえ廃棄させていただきます。

【個人番号を記載する届出書等一覧】

届出書等	
保険医等 関係事務	保険医登録申請書・保険薬剤師登録申請書